

1. 応急的なお住まいの支援について（令和6年能登半島地震で被災された方）

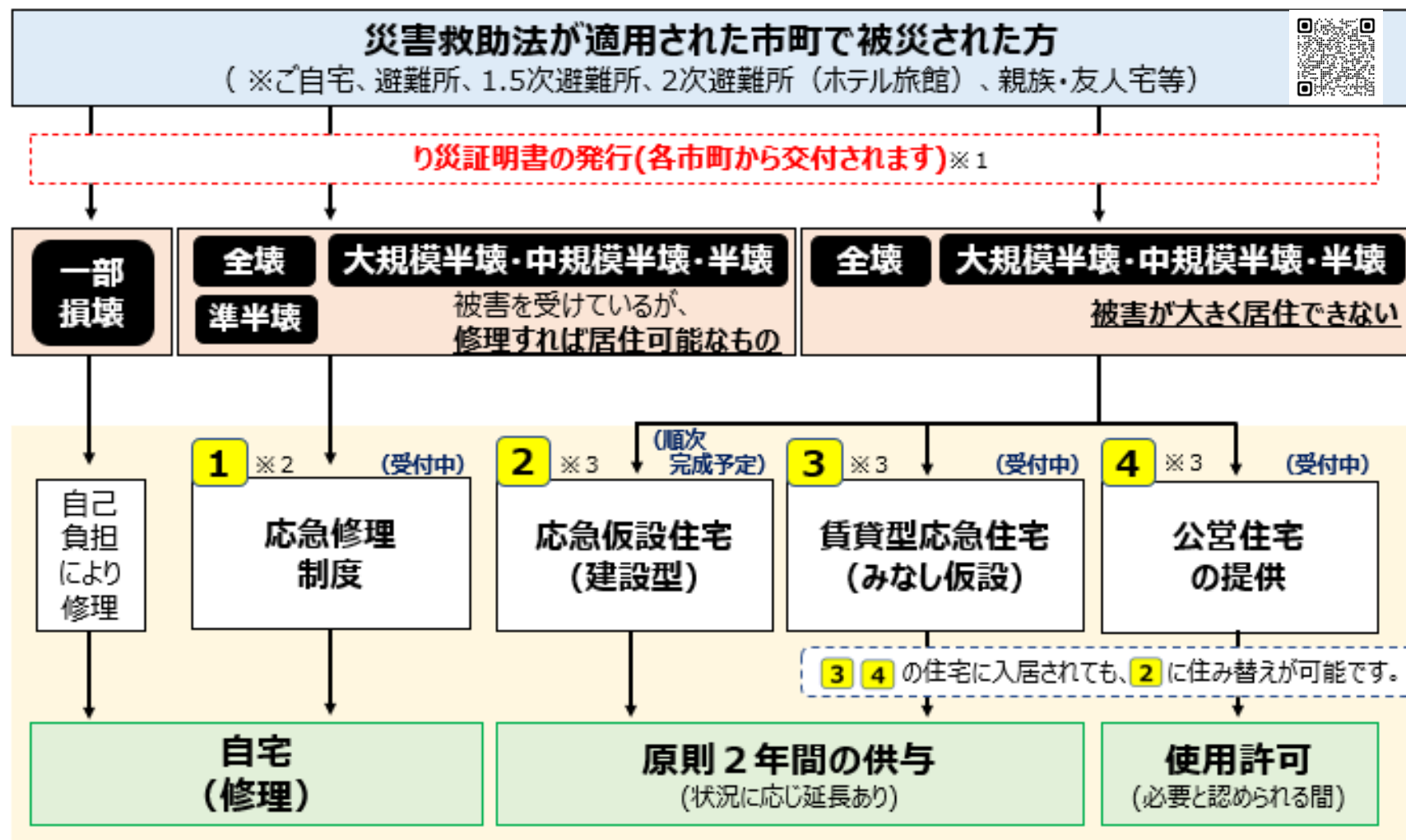
石川県建築住宅課 ☎076(225)1777



現在の状況

住宅の被害

住宅の支援



※1 り災証明書の発行前でも、①の修理の実施や②～④の仮設住宅等への入居が可能です

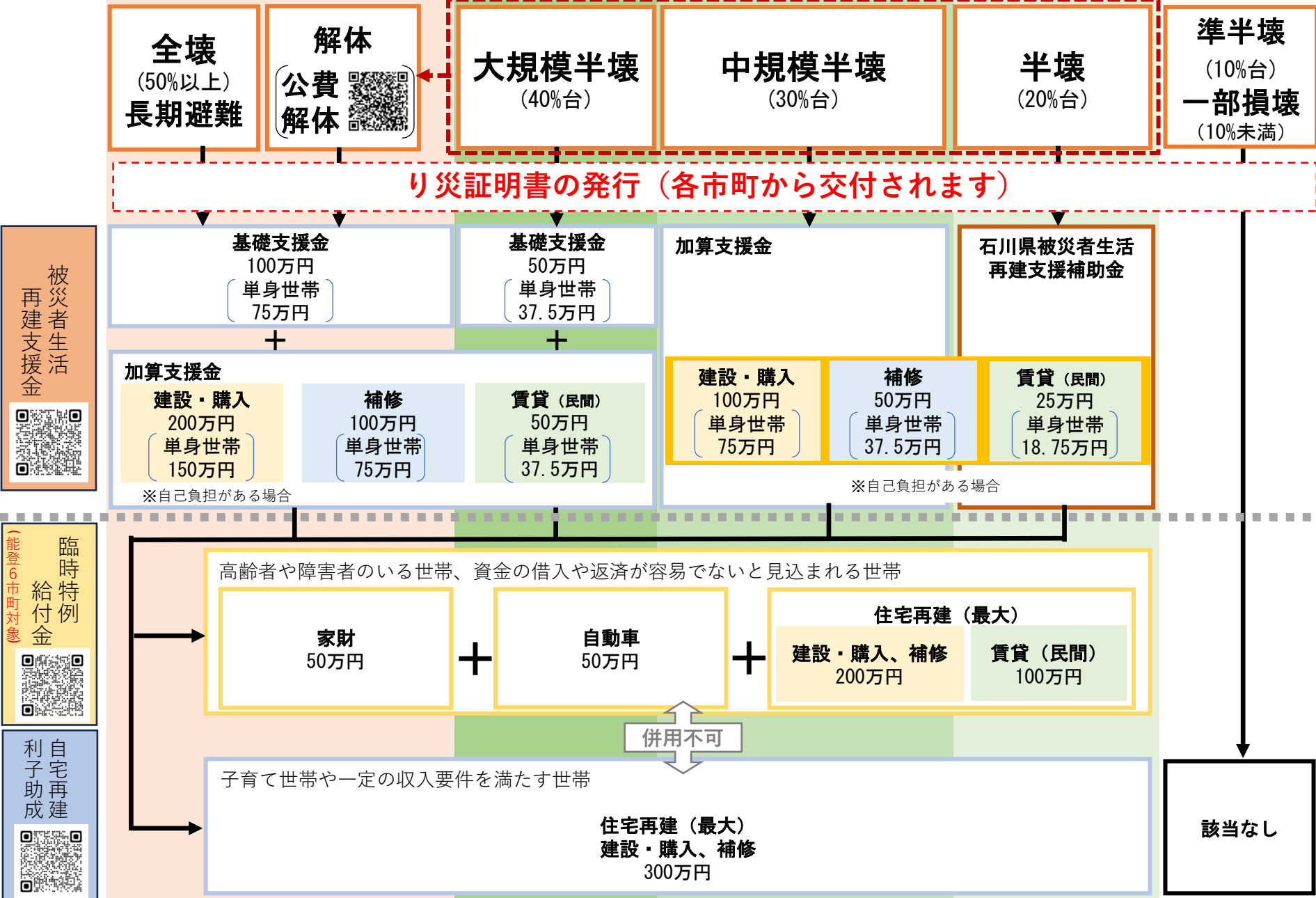
※2 自宅が半壊以上の被害を受け、①の修理にかかる期間が1か月を超えると見込まれる場合は、修理期間の間、②～④の利用が可能です

※3 二次災害等により住宅が被害を受ける恐れがあったり、ライフラインが途絶えていたり、地すべり等で避難指示等を受けている、など長期にわたり自らの住居に居住できないと市町長が認める者は、②～④の利用が可能です

2.生活再建のためのフローチャート①

(支援金関係)

【被災者生活再建支援金】石川県生活再建支援課 ☎076(225)1985
【臨時特例給付金】コールセンター ☎076(225)1956
【自宅再建利子助成】コールセンター ☎076(225)1968



2.生活再建のためのフローチャート②

【義援金】住家・人的被害分

各市町窓口

6 市町全住民分コールセンター

☎0120(102)829

(義援金・災害弔慰金等関係)

【障害見舞金・災害弔慰金】石川県危機対策課☎076(225)1488

全壊

(50%以上)

大規模半壊

(40%台)

中規模半壊

(30%台)

半壊

(20%台)

準半壊・一部損壊

(10%台)

(10%未満)

り災証明書の発行（各市町から交付されます）

100万円

75万円

50万円

25万円

準半壊 : 10万円
一部損壊 : 3万円

死者・行方不明者 : 100万円、重傷者 : 10万円

6 市町全住民（七尾市・輪島市・珠洲市・志賀町・穴水町・能登町） : 1人5万円

能登半島地震により、亡くなられた方の遺族に対し、次のとおり支給

- ・ 亡くなられた方が生計を維持していた場合は、500万円
- ・ その他の場合は、250万円

能登半島地震により、重度障害を負った方に対し、次のとおり支給

- ・ 生計を維持していた場合は、250万円
- ・ その他の場合は、125万円

義援金



災害弔慰金



障害見舞金



2.生活再建のためのフローチャート③

(貸付金関係)

【災害援護資金貸付】 石川県危機対策課 ☎076(225)1488
 【災害復興住宅融資】 (独)住宅金融支援機構
 【生活福祉資金貸付】 石川県厚生政策課 ☎076(225)1478

